

神戸市民間保育所・認定こども園設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間の保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下「施設」という。）の創設又は既設施設の利用定員の増員（分園設置による増員を含む。以下「創設又は増員」という。）にあたり必要となる設備整備に対して、市が交付する補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

第2条 この要綱において、補助金とは設備整備費補助金（以下「補助金」という。）をいい、交付された補助金は、補助対象となった施設の創設又は増員のための設備整備に要する費用に充てなければならない。

2 前項の設備整備に要する費用とは、創設又は増員に伴い必要となる備品の購入費等をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号の要件を全て満たす場合とする。

- (1) 補助金の交付年度において、施設の創設又は増員を行ったこと
- (2) 創設又は増員にあたり、この補助金と同趣旨の補助金、交付金等（施設整備及び設備整備事業に対して交付される補助金等をいう。）を受けておらず、また受ける予定がないこと
- (3) 増員する時点を基準として、過去5年以内に利用定員又は認可定員を減少させたことがないこと

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、創設又は増員に係る定員の増加人数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に係るものに限る。）に22,500円を乗じて得た額（以下「補助基準額」という。）とする。ただし、補助基準額が創設又は増員に要した設備整備の費用の額を上回るときは、当該費用の額を交付額の上限とする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

4 前2項の交付決定を受けた者は、交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助の取消し）

第6条 市長は、補助金の受給者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱に違反したとき

（2） その他条件に違反したとき

（調査報告）

第7条 市長は、受給者に対して、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

（施行の細則）

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。